

長 建 産 発 第 2 5 号
令 和 2 年 6 月 1 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
の変更を受けた周知等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

5月25日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「基本的対処方針」が変更され、5都道府県の緊急事態宣言が解除されたことにより、全国すべての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。

緊急事態宣言の解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにすることはできないことから、変更された「基本的対処方針」においては、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされており、具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について、段階的に緩和することとされています。

また、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げに当たっては、「新しい生活様式」の定着、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」等の実践、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策の継続・徹底が必要になります。

つきましては、本趣旨について、全国建産連を通じ国土交通省より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、ガイドラインの周知・実践等により感染拡大防止に万全を期していただくよう、よろしくお願い申し上げます。